

湖南省農業委員会だより

平成26年12月18日発行

第11号

湖南省農業委員会

湖南省中央一丁目1番地

TEL 0748-71-2362

☆湖南省農業施策に関する建議☆

湖南省農業施策に関する建議が、服部農業委員会会長から、谷畑市長へ手渡されました。

- 1 担い手・経営対策について
情報交換ができる連携の場の設定、農産物(野菜等)づくりのグループの育成、
物産づくり
普及推進・農業政策に必要な財源の確保
- 2 農地等の保全と有効利用対策について
増加傾向にある遊休農地の有効な農地利用の対策
老朽化が進んでいる農業用排水路施設の積極的な整備
平松、針、夏見地区の換地処分登記が速やかに実施されるよう事務体制の整備
- 3 地産地消の推進について
小学校における農業体験学習等を通じた「食農教育」の継続実施
学校給食の地元食材の使用品目増
- 4 有害鳥獣被害防止対策について
有害鳥獣の効果的な駆除体制の整備と計画的個体駆除の推進
防護柵の設置等に対する助成の継続・拡充
- 5 農業委員会組織の充実について
独立した行政委員会としての場所の確保
事務局職員の体制整備への十分な配慮

最近の農業を取り巻く状況は、厳しさを増しています。基幹的農業従事者の平均年齢は、現在66歳となり、また、耕作放棄地はこの20年間で2倍に増え、今や全国では滋賀県全体と同じ規模になっています。このような中で農業者が将来にわたり持続的に農業に取り組めるよう、農業者の自助努力と共に、湖南省のより積極的な施策や支援が必要です。

また、湖南省総合計画の後期基本計画で示された農業分野の計画を具体的に推進していくと共に、農業委員会組織の充実を図る必要があります。

つきましては、平成27年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第6条第3項により、湖南省の施策に反映していただきますよう建議(意見の申立)を提出しました。



左から 谷畑英吾 市長
服部 仁 農業委員会会長



左から 谷畑英吾 市長
服部 仁 農業委員会会長
鈴木隆一 農政部会長
望月敬吾 事務局長

☆ 農業委員選挙人名簿の登録申請書を提出してください☆

選挙管理委員会において、平成27年1月1日現在で、農業委員会選挙人名簿の調製を行うため、選挙資格のある人は、1月9日(金)までに農業委員会事務局へ申請書を提出してください。・申請書、記載例は各集落の農業組合長を通じて配布します。

* 資格のある人次のすべてを満たす人

○ 平成27年1月1日現在、市内に住所がある人

○ 平成27年3月31日現在で、満20歳以上の人(平成7年4月1日以前生まれの人)

○ 次の①から③のいずれかに該当する人

① 10アール以上の農地を耕作している人

② ①の人と同居する親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作従事している人

③ 10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員、または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

☆ 青年就農給付金（経営開始型）について☆

① 青年就農給付金（経営開始型）とは.....

新規就農される方に、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円を給付します。(夫婦の場合、2人で年間225万円)

② 主な給付の要件.....

(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 独立・自営就農であること。

※「農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。」「主要な農業機械・施設を給付対象者が所有し、又は借りていること。」などの細かな要件があります。

(3) 平成20年4月以降に農業経営を開始した者であること。

☆ すべての農地転用許可申請（届出除く）に資金証明書類が必要です！☆

滋賀県内の多くの市町では、転用面積が1,000㎡以下であれば、資金証明書類(工事見積書や融資証明書、残高証明書等)の添付は不要としていましたが、「法定書類であるため申請面積や所要金額の大小にかかわらず必要」との指摘がなされました。このため、滋賀県より農地法に基づく適正な取り扱いに改正するよう通知されました。

当市においても、平成26年4月受付分から、すべての農地転用許可申請(届出は除く)に資金証明書類を添付いただいておりますので、ご協力をお願いします。

☆ 平成25年農業委員会での農地法等取扱件数 ☆

種別	3条許可	3条届出	4条許可	4条届出	5条許可	5条届出	合意解約	利用権設定	形状変更 田畑転換
数件 (件)	4	19	5	5	10	11	9	102	0